

平成30年度 宮城県森林審議会第2回森林保全部会 議事録

日時 平成30年9月12日（水）

午前10時00分から午前12時00分まで

場所 宮城県自治会館200会議室

配付資料

資料1

「太陽光発電施設の建設（大崎市・黒川郡大郷町）に係る林地開発について」

資料2

「太陽光発電施設の設置（黒川郡大郷町）に係る林地開発について」

1 開 会

事務局から開会を宣言し、出席者（構成委員5名中5名出席）が過半数出席により、宮城県森林審議会規程第8条第5項により有効に成立している旨報告。

続いて、会議の公開・非公開について、宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条により原則公開であること、ただし、平成29年7月6日に開催された森林保全部会における申し合わせにより、委員が答申内容を検討する際は、非公開とする旨説明。

また、傍聴者は「傍聴要領」に従って、会議を傍聴するよう依頼。

さらに、委員及び事務局の紹介を行う。

2 あいさつ（川村部会長）

川村でございます。

本日は、本年度2回目となりますが、部会委員の皆様方にはお忙しいところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

宮城県森林審議会の意見聴取基準によりまして、10ヘクタールを超える林地開発許可に関する案件は、森林保全部会で審議することになっております。本日は、いずれも太陽光発電にかかる案件2件が諮問されておりますので、宜しく御審議願います。

3 議 事

司会：どうもありがとうございます。それでは次に、今後の予定についてご説明します。

本日は、いずれも太陽光発電所の建設を目的とする林地開発許可案件が2件ございます。

このあとすぐ、審議事項（1）の「黒川発電所合同会社が行う太陽光発電施設の建設」に係る案件を御審議いただきます。一旦休憩をはさみまして、審議事項（2）の「株式会社ウエス

トエネルギーソリューションが行う太陽光発電施設の設置」に係る案件を御審議いただき、終了時刻は正午頃を予定しております。

それでは、ここから諮問案件の審議をお願いいたしますが、議長には規定により部会長が当たることになっておりますので、部会長よろしくをお願いします。

川村部会長：それでは、審議に入ります。

はじめに、本日の議事録署名員を、齋藤委員と丸尾委員にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(両委員了解)

ありがとうございます。それでは、諮問案件である(1)「黒川発電所合同会社が行う太陽光発電施設の建設」について審議を始めます。

はじめに、事務局から審議事項の説明を求めます。

事務局：(資料に従い、申請内容及び審査状況について説明)

川村部会長：只今、事務局から申請内容及び審査状況につきまして説明がありました。

委員の皆様から、何か御質問はございませんか。

丸尾委員：調整池についてですが、土砂等が流れ込み、設計時の許容量を圧迫するということが起こり得ると思いますが、土砂管理はどのようにされる予定でしょうか。

申請者：工事中に発生する土砂のことでしょうか。

丸尾委員：工事終了後に雨等で調整池に土砂が流れ込んだ場合のことです。

申請者：そのことにつきましては、調整池内に溜まった土砂を運ぶ運搬路を作っておりますので、そこから車両を入れて土砂を運搬する予定でいます。

丸尾委員：たまった土砂を確認する方法を教えてください。

申請者：県の河川課に調整池の管理規則があり、それに基づき、大雨や地震等の非常時には随時確認をします。普段は定期的に管理を行います。

川村部会長：他にございますか。

進藤委員：開発地の現況は、ドローンの映像から見ますと、平野の中にある里山と見受けられ、林齢が41年から70年ということで、動植物・生態系が豊かなのではないかと思います。

資料8ページには文献により自然環境調査を行うとだけしか書かれていないので、このことについて詳しい説明をお願いします。

申請者：今回の開発事業は、環境アセスメントを要する案件ではないので、着工前に文献調査を自主的に行いまして、希少種についてはリストアップします。

工事を行う作業員には、存在の可能性がある希少種の写真等を渡し周知させる予定ではおりますが、文献調査上のものなので、現地と照らし合わせながら、手探りで探していくことになります。

もし、希少種が発見された場合は上司に報告をし、対策を講じるという考えでいます。

谷田貝委員：ということは、希少種が発見された場合の対応策はまだ決まっていないということなのでしょうか。

植物であったら移植するであるとか、小動物であれば移動させるといった方針は決まっていないということですか。

申請者：着手前に文献調査を行うという方法をとります。

実際にどのような希少種がいるのかは、実際に開発を行う作業員が一番分かると思うので、作業員達への周知徹底を行います。そして、実際どういうものが出てきたかによって、移植・移動するかどうかの判断を行うつもりでおります。

川村部会長：今回はあくまでも自主的に自然環境調査を行うということですね。文献調査となりますと、まず、この区域にいる可能性のある希少な動植物について調べるということになりますが、この調査はまだ着手していないということですね。

申請者：はい。

川村部会長：では文献調査を行い可能性のある動植物を確認し、開発中に仮に該当するものを見つけた場合は、それなりの対応を行うということによろしいですか。

申請者：はい。

川村部会長：他によろしいでしょうか。

丸尾委員：撤去費用が5%で見積もられていますがその根拠を教えてください。また、撤去後は更地にするとしていますが、現況は森林なので、森林に戻していただくのが他の申請

を見ても多いと思います。そのことについて教えてください。

申請者：撤去後は、植林いたします。

丸尾委員：撤去費用5%の根拠はなんですか。

申請者：総予算を最初に組み、今までの平均値として5%ほどで撤去費用を収めるようにしました。職員にかかる経費、撤去費用も含めて5%という数字は社内で検討しました。

丸尾委員：5%とするにあたり、参考にしたものなどあれば教えてください。

個人的な意見ですが、5%では、撤去するだけで、その後の処理をしたり、植樹をするには足りないように思います。ですので、その根拠として参考にしたものを教えていただきたいと思っています。

申請者：今までの実例で、算出しました。今までに何件か撤去作業を行っていますので。

丸尾委員：その中には撤去したものを処理する費用に加え、植林を行う費用も含まれていたということですか。

申請者：そのとおりです。

川村部会長：他にございますか。

それでは私から質問させていただきます。開発においては、当然、伐採木、伐根が生じると思いますが、事業計画書には適切に処理をするという記述があります。産業廃棄物として場外処理をしたり、木材チップ材として転用販売をしたり、事業区域内に敷きならす等、処理の仕方にも色々ありますが、伐採木・伐根の処理方法を具体的に教えてください。

申請者：基本的にチップ材にしたいと考えています。

しかし、すべてをチップ材にすることはできないので、産業廃棄物としての場外処理と併せて、二本立てで処理しようと考えています。

川村部会長：伐根はチップ化が難しいと思いますので、産業廃棄物としての場外処理も含め、二段構えで処理を行うということですね。

申請者：はい。

川村部会長：他にございますか。

谷田貝委員：確認なのですが、種子散布、吹付け等の計画をなさっていますが、在来の植物を使用するというのでよろしいですか。

また、施設撤去後、植林を行うということでしたが、こちらも、今ある林況に戻すという理解でよろしいでしょうか。とすると植生調査を行うことになりますか。

申請者：施設撤去後は、苗木の植林と種子吹付けの二本立てで考えておりますが、その土地の土質というものがありますので、土質に合ったものを植える計画でいます。

谷田貝委員：ということは今の植生と同じような種類のものを植林するということですね。

申請者：近い品種になると思います。

谷田貝委員：外来種は植えないということですね。

申請者：はい。

川村部会長：20年後のことにはなりますが、植栽木等については在来種なり近傍種である樹木を植栽するというのでよろしいですね。

申請者：はい。

進藤委員：先ほどの説明の中では大郷町からの意見は無かったということでしたが、13ページを見ると同意条件というものがあり、想定外のことが起こった場合の対応についての記述があり、何が起こるかわからない時代であるという心配が現れているように感じます。

(2)の中に「原因究明と補償に誠意をもって協力すること」や(4)の中の「維持を図る」といったことが書かれていますが、これに対し具体的な考えがあるのかお聞かせください。

加えて次のページの(9)に賃貸借契約による事業用地があるようなことが書かれていますが、この土地について所有者は誰になるのかを確認させていただきたいと思います。

申請者：同意条件としては、大郷町より「すること」という表記で示されておりますので、申請者としては「わかりました、行います。」という返答となります。

進藤委員：想定外のことが起こる時代ですので、不安に思い質問しました。

申請者：大郷町の場合、近隣における災害被害を防ぐために、大郷町立ち会いの下、地元行政区と事業者との間で防災協定書を結んでいます。そうすることで同意条件の懸念を払うことが

できるのではないかと考えております。

川村部会長：14ページの(9)に書かれているように事業区域内に賃貸契約地はありますか。

申請者：ありません。

川村部会長：ということは(9)は該当なしということによろしいですね。

私からもう一点質問です。事務局からの説明にもありましたが、新幹線のトンネルの上も、残置森林として、事業用地にもなっているということでJRとの協議はどのようになっているのでしょうか。

申請者：事業用地に隣接してJRの土地がありますので、JRとは協議をし、影響範囲ということでラインを定め、その幅から10メートルないしは20メートル余裕を持って事業区域を定めました。

川村部会長：わかりました。他にありませんか。

進藤委員：資料29ページと42ページなのですが、この開発地の周辺にはため池が多いように思います。開発することによって影響が出るのではないかと考えます。42ページには開発にあたっての同意は得ているとは記載されてはいますが、どのような協議のもと同意を得られたのか教えてください。

申請者：ため池組合に事業概要を説明し、同意をいただきました。

川村部会長：よろしいですね。他にございませんか。

斎藤委員：残置森林の面積が相当多いと思いますが、その管理について、枝払いや下草刈りを行うと書かれていますが、実際にそういったことを行う計画があるのかお聞かせください。森林を管理するにあたり、森林経営計画を立てるのですとか、残置森林の管理はどうする予定でいますか。

申請者：計画通り、事業のメンテナンスを含めて行います。

川村部会長：当然事業用地はすべて買収済ということで、残置森林も事業者の管理下に置かれることとなります。斎藤委員がおっしゃったのは、例えば風倒木等があった場合、管理者の責任として処理を行うということですね。

申請者：はい，その通りです。

丸尾委員：26ページの下，米印の箇所で土地のpH条件についての記述なのですが，pH値が標準値4.0以上であることを確認すると書いてあります。そうすると，ここの土地は酸性になる可能性があるということなのではないでしょうか。

だとすると，金属が腐食してしまうのではないのでしょうか。少なくともずっとpH4以下でなくても，時々酸性になってしまうのであれば，普通の土地と同じように20年耐えることができるのかという不安があるのですが，どうなのでしょう。

申請者：pHの測定について，盛土か切土かによっても変化するとは思いますが，現地の状況を見ながら，地面に直接打ち込む杭の材質の選定を行います。

丸尾委員：何年かに一度メンテナンスを行うのでしょうか。

申請者：もちろん，メンテナンスは行います。

川村部会長：他にございませんか。ないようですので，質疑を終了します。

ここで，当部会の答申内容を検討するのに当たり，委員の皆様からの意見を頂くこととなりますが，傍聴者・申請者の皆様は一旦退室をお願いします。

(傍聴者・申請者退室)

【非公開部分】

(傍聴者・申請者入室)

川村部会長：それでは委員の皆様にお諮りします。

「黒川発電所合同会社が行う太陽光発電施設の建設」に係る林地開発許可申請につきましては，「許可することに特に問題はない」，ただし，事業完了後は，確実に森林に復元するようということ留意事項として付したいと思っております。委員の皆様，異議ございませんか。

全委員：異議なし

川村部会長：異議がないようですので、そのように答申することに決定致しました。

それでは、1件目の審議について終了します。

司会：ありがとうございました。それでは休憩に入ります。なお、再開は、午前11時10分といたしますので、よろしくお願いいたします。

司会：それでは森林保全部会を再開いたします。川村部会長，よろしくお願いいたします。

川村部会長：それでは、審議を再開します。(2)「株式会社ウエストエネルギーソリューションが行う太陽光発電施設の設置」について審議を行います。はじめに事務局から審議事項の説明をお願いします。

事務局：(資料に従い申請内容及び審査状況について説明)

川村部会長：只今、事務局から申請内容及び審査状況につきまして説明がありました。委員の皆様から、何か御質問はございませんか。

川村部会長：それでは私から質問させていただきます。現況写真などを見ますと、事業予定地は、6年程前は広葉樹林だったと思われる場所を伐採された跡地となっておりますが、伐採は前の土地所有者が行ったということによろしいのですね。

申請者：そのとおりです。

川村部会長：計画書を見ますと、事業地は申請者が買収した土地や、一部借地した土地もあるようなのですが、どの箇所を買収して、どの箇所を借地または地上権設定などしたのかについて、教えてもらえませんか。

申請者：ご説明させていただきます。17-4、17-3については借地になっております。

川村部会長：何ページの図面でお話されているのでしょうか。

申請者：29ページの図面でございます。

そのほか、17-2も借地でございます。また、西側調整池の濃いグリーンの部分3-16についても借地となっております。それ以外の土地につきましては、自社が取得済み又は、売買契約を締結して、転用許可後に所有権を移転する予定の土地となっております。

川村部会長：ということは、パネルを設置する予定で、図面で言うとピンク色に着色された部分または濃いグリーンが残置森林については、すべて自社所有地ということでしょうか。

申請者：パネルを設置する予定の箇所においても、自社所有地と、先ほど申し上げた17-2という地上権を設定した借地が含まれております。当然、残置森林の中にも、自社所有地と、賃借している土地が含まれております。

川村部会長：それは土地所有者との交渉の結果そのようになったということですね。

申請者：そうです。

川村部会長：それでは、次の質問ですが、29ページの図面を見ますと、新幹線が事業区域に隣接してあるわけですが、それについてはJRと協議した結果なのでしょうか。

申請者：はい。JR東日本様と事前協議及び協定の締結をしております。JR東日本様が要望するとおりの手順を踏んで、合意した内容となっております。

川村部会長：はい、分かりました。

29ページの図面の中で、新幹線沿線の一番左側については、高木ではなく低木を植えるので、造成緑地にしたということですね。造成緑地には具体的にどのような樹種を植えるのでしょうか。

申請者：樹種までは決まっておりません。

進藤委員：事業計画書には、土地については、20年後、草地として自然に戻すと書かれていますが、それは採草地があるから、ということなのでしょうか。

申請者：固定価格買取制度により、発電事業は20年後に一旦終了すると想定されております。発電事業が終了した段階で、法に定めた解体処分等の工事を適切に行った上で、更地に戻すように考えております。

川村部会長：買取制度満了後は当然施設は撤去し、自社所有地は草地として自然に戻し、借地については更地にして返すとのことですが、要するに、施設を撤去させた後は、自然林として自然に成林させるということなのでしょうか。

申請者：発電所を建設するときに、パネルの下や通路以外の地盤については、種子吹きつけを行って、維持管理をする考えており、その結果、20年後もそれなりの草が生えた草原のよう

な状態であることを想定しております。発電事業を行っている間、一部草丈が高くなった場合は人力で草を刈る等はいたしますが、施設撤去後は、鳥などが木の種子を運ぶなどして、自然と森林に戻ると考えております。

川村部会長：分かりました。

進藤委員：工事工程表が21ページにあるのですけれども、工事完成までの期間が短いと考えられますが、短くできる理由があるのでしょうか。

申請者：工事期間につきましては、自社では全国で250箇所ほどの発電所を建設した経験がございます。その中で当該予定地については、造成工事等を含めて、この期間でできるであろうとしたものです。難易度の高い場所等では、さらに期間がかかるような場所もございますが、当該地においては、示したような期間で可能だということで記載させていただいております。

丸尾委員：計画書の中の生育状況についてなのですが、残置森林予定区域はササに覆われていて、森林に成立していくには十分な数である、と記載されておりますが、具体的にはどのようなことなのでしょうか。

申請者：残置森林としているところは、説明にもありましたとおり、当社が土地を購入する前に、土地所有者が木を伐採したところで、木を伐採してから6年がたっているわけですが、伐採してから6年経過した山が残置森林として評価できるか、という点については、別途調査をしました。調査の中で、自然更新したところもございまして、残置森林として十分カウントできる樹種や本数である、ということの確認をいただくことができました。その調査報告書に関しましても、林地開発許可申請書に添付させていただいております。

川村部会長：他にございませんか。ないようですので質疑を終了します。ここで、当部会の答申内容を検討するに当たり、委員の皆様からの意見を頂くこととなりますが、傍聴者・申請者の皆様は、一旦退室をお願いします。

(傍聴者・申請者退室)

【非公開部分】

(傍聴者・申請者入室)

川村部会長：それではお諮りします。

「株式会社ウエストエネルギーソリューションが行う太陽光発電施設の設置」に係る林地開発許可申請につきまして、「許可することに特に問題はない」ということで答申することで異議ございませんか。

全委員：異議なし

川村部会長：異議がないようですので、そのように答申することに決定致しました。

次に、「その他」に入りますが、委員の方々から何かございませんか。

他になれば事務局からございますか。

川村部会長：ないようですので、本日の森林保全部会の審議の全てを終了いたします。御協力ありがとうございました。

進行を事務局にお返しします。

司会：ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の一切を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

